◎調達機関番号　013　◎所在地番号　27
○第５号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　令和４年度大阪刑務所外34施設で使用する電気　年間予定使用電力量　30,935,269kWh
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、当所が入札説明書において別途指定する施設ごとに、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムを利用できる案件である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成31・32・33年度(令和１・２・３年度)法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」の等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑸　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
　〒590―0014 大阪府堺市堺区田出井町６番１号　大阪刑務所用度課　藤井　電話072―238―8261　内線2311
　電子調達システムのＵＲＬ
　https://www.geps.go.jp/
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から令和４年１月21日（ただし、９時00分から16時00分）までの間に上記３⑴の場所及び電子調達システムにおいて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　上記３⑴の場所で上記３⑵の間に随時行う。
⑷　入札書の受領期限　令和４年１月21日17時00分まで
⑸　開札の日時及び場所　令和４年１月24日10時30分　大阪刑務所庁舎会議室又は電子調達システム
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　詳細は、入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroyuki Takahashi, Warden of Osaka Prison
⑵　Classification of the products to be procured: 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Osaka Prison and other 34 Government Offices The estimated electricity for the year 30,935,269 kWh
⑷　Delivery period: As in the tender documentation
⑸　Delivery place: As in the tender documentation
⑹　The tenderer may use “Government e-Procurement System” for the proposed tender.
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have the Grade A in “Sale of product” in the Kinki area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procument in the fiscal years 2019, 2020, and 2021. ④Have permission to be a retail electric enterprise in accordance with Article 2―2 of the Electricity Business Act. ⑤Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
⑻　Time limit for tender: 17: 00, 21. January 2022
⑼　Contact point for this notice and URL for “Government e-Procurement System”: Fujii, Supply Section of Osaka Prison, 6―1 Tadei-cho, Sakai-ku, Sakai-shi, Osaka, 590―0014, Japan. TEL 072―238―8261 ext. 2311.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年12月１日
支出負担行為担当官
立川拘置所長　藤岡　孝成
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第２号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量　立川拘置所で使用するガスの調達　中圧313,900㎥
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和４年４月１日から令和５年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成31・32・33年度もしくは、令和01・02・03年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、Ａ又はＢの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争資格を有するものであること。
⑷　ガス事業法第３条の規定に基づきガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者、又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。